

第1項: キットID

1.1 キット識別子

製品名 : FIS HB 150 C
本製品のコード : 00519665

1.2 キット安全情報シートの供給者の詳細

fischerwerke GmbH & Co. KG
Klaus-Fischer-Straße 1
72178 Waldachtal - ドイツ
T +49(0)7443 12-0 - F +49(0)7443 12-4222
info-sdb@fischer.de - www.fischer.de

第2項: 一般事項

保管 : 5 - 25°C

これらの各コンポーネントにつき安全データシート1枚が付属しています。この表紙ページからコンポーネント安全データシートを切り離さない
ください 本製品は、複数の個別包装コンポーネントで構成されるキットです
本キットは適切な試験手順に従って取り扱い、適当な保護具を使用してください

第3項: キット内容

名前	規則 (EC) No. 1272/2008 [CLP] に準ずる分類。
FIS HB 150 C component A (mortar)	皮膚感作性 1, H317 水生環境有害性 長期 (慢性) 4, H413
FIS HB 150 C component B (hardener)	眼に対する重篤な損傷性 / 眼刺激性 2, H319 皮膚感作性 1, H317 水生環境有害性 短期 (急性) 1, H400 水生環境有害性 長期 (慢性) 1, H410



第1項: 物質/混合物及び会社情報

1.1. 製品特定名

製品情報	: 混合物
製品名	: FIS HB 150 C component A (mortar)
UFI	: DA20-UODT-A00Y-PK53
本製品のコード	: M50

1.2. 物質または混合物について、特定された関連用途、および推奨できない用途

特定した重要な用途

一般向け	
メイン用途カテゴリ	: 工業用途、専門の使用、一般消費者用
物質/混合物の用途	: 複合モルタル

推奨されない用途

使用上の制限	: 技術データシートを観察すること
--------	-------------------

1.3. 安全データシートを提供する供給業者の詳細

製造業者

fischerwerke GmbH & Co. KG
Klaus-Fischer-Straße 1
72178 Waldachtal
ドイツ
T +49 (0) 7443 12-0, F +49 (0) 7443 12-4222
info-sdb@fischer.de, www.fischer.de

流通業者

fischer Japan K.K.
Kudan Minami, Pronte Kudan Building 3rd Floor 3-4-15
Tokyo
日本
T +81 33 26 34 49 1, F +81 36 27 29 93 5
info@fischerjapan.co.jp, www.fischerjapan.co.jp

1.4. 緊急連絡電話番号

緊急連絡電話番号	: +49 (0) 6132-84463 (24h)
----------	----------------------------

第2項: 危険有害性の要約

2.1. 物質/混合物の分類

規則 (EC) No. 1272/2008 [CLP] に準ずる分類。

皮膚感作性 1	H317
水生環境有害性 長期 (慢性) 4	H413

危険有害性クラス、危険有害性情報およびEUHフレーズの全文: 項目16を参照

物理化学的危険性、健康および環境に対する有害性

追加情報なし

2.2. ラベル要素

規則 (EC) No. 1272/2008 [CLP] に準ずるラベル表示

絵表示 (CLP)



注意喚起語 (CLP)	: 警告
含有	: 2 - ヒドロキシプロピルメタクリル酸; tetramethylene dimethacrylate
危険有害性 (CLP)	: H317 - アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ。 H413 - 長期継続的影響によって水生生物に有害のおそれ。
注意書き (CLP)	: P101 - 医学的な助言が必要なときには、製品容器やラベルを持っていくこと。 P102 - 子供の手の届かないところに置くこと。 P280 - 保護手袋、保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。

FIS HB 150 C component A (mortar)

安全データシート

規則 (EU) 2020/878によって改正されたREACH規則 (EC) 1907/2006に準拠

2.3. その他の危険

PBT/vPvB 物質を含まない ≥ 0.1% REACH附属書XIIIに準拠して評価

この混合物には、内分泌かく乱特性を有するために REACH 第 59 条第 1 項に従って定められたリストに含まれる物質が含まれていない、または、欧州委員会委任規則 (EU) 2017/2100 または欧州委員会規則 (EU) 2018/605 に定められた基準に従って、0.1 % 以上の濃度で内分泌かく乱作用があると特定されていない。

第3項：組成及び成分情報

3.2. 混合物

名前	製品特定名	%	規則 (EC) No. 1272/2008 [CLP] に準ずる分類。
砂 (石英) 欧州共同体の作業場ばく露限界値のある物質	CAS 番号: 14808-60-7 EC 番号: 238-878-4	≥ 40 - < 50	区分に該当しない
tetramethylene dimethacrylate	CAS 番号: 2082-81-7 EC 番号: 218-218-1 REACH番号: 01-2119967415-30	≥ 2.5 - < 5	皮膚感受性 1B, H317
2 - ヒドロキシプロピルメタクリル酸	CAS 番号: 27813-02-1 EC 番号: 248-666-3 REACH番号: 01-2119490226-37	≥ 1 - < 2.5	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 2, H319 皮膚感受性 1B, H317

危険有害性情報およびEUHフレーズの全文：項目16を参照

第4項：応急措置

4.1. 応急処置対策

- 吸入した場合
- 皮膚に付着した場合
- 眼に入った場合
- 飲み込んだ場合
- ： 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- ： 皮膚は多量の水で洗浄する。汚染された衣類を脱ぐこと。皮膚刺激または発しん（疹）が生じた場合：医師の診断／手当てを受けること。
- ： 水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。直ちに医師の診察を受ける。
- ： 気分が悪いときは医師に連絡すること。

4.2. 最も重要な症状/作用（急性および遅延）

- 症状/損傷 皮膚に付着した場合
- 症状/損傷 眼に入った場合
- ： 刺激性。アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ。
- ： 眼に重度の損傷を与える。

4.3. 医師による救急処置または特殊な処置に関する注意事項

対症的に治療すること。

第5項：火災時の措置

5.1. 消火剤

- 適切な消火剤
- 使ってはならない消火剤
- ： 水噴霧。乾燥粉末消火剤。泡消火剤。
- ： 強力な水噴流。

5.2. 物質または混合物に起因する、固有の有害性

- 火災時の危険有害性分解生成物
- ： 有毒な煙を放出する可能性がある。

5.3. 消火活動を行う上での注意事項

- 消火時の保護具
- その他の情報
- ： 適切な保護具を着用して作業する。自給式呼吸器。完全防護服。
- ： 消火に使用した水を排水溝、地面、または水路に流出させない。排水溝への直接廃棄を避ける。

FIS HB 150 C component A (mortar)

安全データシート

規則(EU) 2020/878によって改正されたREACH規則(EC) 1907/2006に準拠

第6項：漏出時の措置

6.1. 注意事項、保護具と緊急時処置

非緊急対応者

応急処置 : 漏出エリアを換気する。皮膚、眼との接触を避ける。粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレアの吸入を避けること。

緊急対応者

保護具 : 適切な保護具を着用して作業する。詳細については、第8項の「ばく露防止及び保護措置」を参照。

6.2. 環境に対する注意事項

環境への放出を避けること。

6.3. 流出防止および清掃に使用する方法及び資材

浄化方法 : 製品は機械的に回収する。
その他の情報 : 物質または固形残留物は公認施設で廃棄する。

6.4. 他の項を参照

詳細については、第13項を参照。

第7項：取扱い及び保管上の注意

7.1. 安全取扱注意事項

処理時の追加危険有害性 : 通常の使用条件下では、重大な危険有害性はないと思われる。本製品で、粉じんまたは微粒子が発生した場合は、吸入ばく露を最小限に抑え、職業限界ばく露値を超えないよう注意する。
安全取扱注意事項 : 作業所の十分な換気を確保する。皮膚、眼との接触を避ける。個人用保護具を着用する。蒸気の吸入を避けること。
衛生対策 : 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。汚染された作業衣は作業場から出さないこと。この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。製品取扱い後には必ず手を洗う。

7.2. 禁忌を含む安全な保管条件

安全な保管条件 : 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。

7.3. 個別の最終的な用途

追加情報なし

第8項：ばく露防止及び保護措置

8.1. 管理パラメーター

追加情報なし

8.2. ばく露防止 - 危機管理対策

設備対策

設備対策 : 作業所の十分な換気を確保する。

個人用保護具

個人用保護具シンボル:



FIS HB 150 C component A (mortar)

安全データシート

規則 (EU) 2020/878によって改正されたREACH規則 (EC) 1907/2006に準拠

眼および顔面の保護

眼の保護具:

安全メガネ

皮膚の保護

皮膚及び身体の保護具:

適切な保護衣を着用する。

手の保護具:

保護用手袋。破過時間: メーカーの推奨時間を参照。製造業者が指定する浸透性と浸透時間を遵守する。

手の保護具					
タイプ	素材	透過	厚さ (mm)	浸透	規格
使い捨て式手袋	ニトリルゴム (NBR)、ブチルゴム	2 (> 30分)			

呼吸用保護具

呼吸用保護具:

換気が不十分である場合、適切な呼吸器を着用する。

環境へのばく露の制限と監視

環境へのばく露の制限と監視:

環境への放出を避けること。

第9項: 物理的及び化学的性質

9.1. 物理的および化学的な基礎物性に関するデータ

物理状態	: 固体
色	: 緑色。
外観	: ペースト。
臭い	: 微臭。
臭気閾値	: 利用できない
融点	: 利用できない
凝固点	: 利用できない
沸点	: 利用できない
可燃性	: 利用できない
爆発下限界	: 非該当
爆発上限界	: 非該当
引火点	: > 100 ° C
自然発火点	: 非該当
分解温度	: 利用できない
pH	: 利用できない
pH溶剤	: 利用できない
動粘性率	: 111111111.111 - 147058823.529 mm ² /s
粘性率	: 200000 - 250000 mPa·s 20 ° C
溶解度	: 利用できない
n-オクタノール/水分係数 (Log Kow)	: 利用できない
蒸気圧	: 利用できない
50° Cでの蒸気圧	: 利用できない
密度	: 1.7 - 1.8 g/l 20 ° C
相対密度	: 利用できない
相対蒸気密度 (20° C)	: 非該当
粒子サイズ	: 利用できない

9.2. その他の情報

追加情報なし

FIS HB 150 C component A (mortar)

安全データシート

規則 (EU) 2020/878によって改正されたREACH規則 (EC) 1907/2006に準拠

第10項：安定性及び反応性

10.1. 反応性

通常の使用、保管、運送の状況下では、当製品は反応しません。

10.2. 化学的安定性

通常の条件下では安定。

10.3. 危険有害反応可能性

通常の使用条件下において、危険な反応は全く知られていない。

10.4. 避けるべき条件

推奨の保存条件及び取扱条件の下では何もありません（第7項参照）。

10.5. 混触危険物質

追加情報なし

10.6. 危険有害な分解生成物

通常の使用条件及び保管条件下において、有害な分解生成物は生成されない。

第11項：有害性情報

11.1. 規則 (EC) No 1272/2008 の危険有害性クラスの情報

急性毒性（経口）： 区分に該当しない
急性毒性（経皮）： 区分に該当しない
急性毒性（吸入）： 区分に該当しない

2 - ヒドロキシプロピルメタクリル酸（27813-02-1）	
LD50 経口 ラット	> 2000 mg/kg BW (OECD-Methode 401)
LD50 経皮 ウサギ	> 5000 mg/kg BW
tetramethylene dimethacrylate（2082-81-7）	
LD50 経口 ラット	10066 mg/kg BW (OECD 401 法)
LD50 経皮 ウサギ	> 3000 mg/kg BW
皮膚腐食性／刺激性	： 区分に該当しない
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	： 区分に該当しない
呼吸器感作性又は皮膚感作性	： アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ。
生殖細胞変異原性	： 区分に該当しない
発がん性	： 区分に該当しない
砂（石英）（14808-60-7）	
IARC グループ	1 - ヒトに対して発がん性がある
生殖毒性	： 区分に該当しない
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	： 区分に該当しない
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	： 区分に該当しない
2 - ヒドロキシプロピルメタクリル酸（27813-02-1）	
LOAEC（吸入、ラット、ガス、90日）	300 ppm ラット (OECD 413 法) 90 d
NOAEL（経口、ラット、90日）	300 mg/kg BW
NOAEC（吸入、ラット、ガス、90日）	100 ppm
tetramethylene dimethacrylate（2082-81-7）	
LOAEC（吸入、ラット、ガス、90日）	350 ppm
NOAEL（経口、ラット、90日）	300 mg/kg BW

FIS HB 150 C component A (mortar)

安全データシート

規則 (EU) 2020/878によって改正されたREACH規則 (EC) 1907/2006に準拠

誤えん有害性 : 区分に該当しない

FIS HB 150 C component A (mortar)	
動粘性率	111111111.111 - 147058823.529 mm ² /s
2 - ヒドロキシプロピルメタクリル酸 (27813-02-1)	
動粘性率	8.88 mm ² /s (20° C) (DIN 51562)
tetramethylene dimethacrylate (2082-81-7)	
動粘性率	5.29 mm ² /s 20° C

11.2. その他の危険有害性の情報

追加情報なし

第12項: 環境影響情報

12.1. 毒性

水生環境有害性 短期 (急性) : 区分に該当しない
水生環境有害性 長期 (慢性) : 長期継続の影響によって水生生物に有害のおそれ。

2 - ヒドロキシプロピルメタクリル酸 (27813-02-1)	
LC50 - 魚 [1]	493 mg/l <i>Leuciscus idus</i> (ウグイの一種) 48 h
EC50 - 甲殻類 [1]	> 143 mg/l オオミジンコ (ミジンコ) , (OECD 202 法)
EC50 72h - 藻類 [1]	> 97.2 mg/l ムレミカヅキモ (OECD 201 法)
NOEC 甲殻類 慢性	45.2 mg/l オオミジンコ (ミジンコ) (OECD 201 法) 21 d
NOEC 藻類 慢性	97.2 mg/l <i>Pseudokirchneriella subcapitata</i> (OECD-Methode 201) 72 h
tetramethylene dimethacrylate (2082-81-7)	
EC50 - 甲殻類 [1]	28.4 mg/l オオミジンコ (ミジンコ)
EC50 72h - 藻類 [1]	9.79 mg/l <i>Desmodesmus subspicatus</i>
LOEC (慢性)	13.5 mg/l オオミジンコ (ミジンコ) 21 d
NOEC 甲殻類 慢性	5.09 mg/l オオミジンコ (ミジンコ)
NOEC 藻類 慢性	4.97 mg/l <i>Desmodesmus subspicatus</i>

12.2. 残留性・分解性

FIS HB 150 C component A (mortar)	
残留性・分解性	急速分解性でない
2 - ヒドロキシプロピルメタクリル酸 (27813-02-1)	
残留性・分解性	急速分解性あり
tetramethylene dimethacrylate (2082-81-7)	
残留性・分解性	急速分解性あり
砂 (石英) (14808-60-7)	
残留性・分解性	急速分解性でない

12.3. 生体蓄積性

2 - ヒドロキシプロピルメタクリル酸 (27813-02-1)	
n-オクタノール/水分配係数 (Log Pow)	0.97 文献

FIS HB 150 C component A (mortar)

安全データシート

規則 (EU) 2020/878によって改正されたREACH規則 (EC) 1907/2006に準拠

tetramethylene dimethacrylate (2082-81-7)	
n-オクタノール/水分配係数 (Log Pow)	3.1 20° C

12.4. 土壌中の移動性

追加情報なし

12.5. PBT（難分解性、生体蓄積性、毒性）およびvPvB（極難分解性、極生体蓄積性）の評価結果

追加情報なし

12.6. 内分泌かく乱性

追加情報なし

12.7. その他の有害な影響

追加情報なし

第13項: 廃棄上の注意

13.1. 廃棄方法

廃棄方法	: 許可を得た収集業者の分別回収に準拠して内容物／容器を廃棄する。
推奨製品/梱包処分	: リサイクルのために空の容器/パッケージのみを渡してください。
追加情報	: Wird nicht als gefährlicher Abfall eingestuft, wenn Teil A und Teil B gemischt und vollständig ausgehärtet sind。

第14項: 輸送上の注意

ADR / IMDG / IATAに準ずる

ADR	IMDG	IATA
14.1. 国連番号またはID番号		
非該当	非該当	非該当
14.2. 国連正式品名		
非該当	非該当	非該当
14.3. 輸送危険物分類		
非該当	非該当	非該当
14.4. 容器等級		
非該当	非該当	非該当
14.5. 環境有害性		
非該当	非該当	非該当

補足情報なし

14.6. 使用者向け特別な安全対策

道路輸送
非該当

海上輸送
非該当

航空輸送
非該当

14.7. IMO規定に基づくバルク輸送

非該当

FIS HB 150 C component A (mortar)

安全データシート

規則 (EU) 2020/878によって改正されたREACH規則 (EC) 1907/2006に準拠

第15項：適用法令

15.1. 安全、健康、環境の保護に係わる規則、物質または混合物を対象とする個別法令規則

EU規則

REACH附属書XVII（制限リスト）

附属書XVIIに制限が規定されている物質は含まれていない

REACH附属書XIV（認可リスト）

REACH附属書XIVのリストに記載されている物質は含まれていない

REACH候補物質リスト（SVHC）

REACH高懸念物質候補リストの対象物質を含まない

PIC規則（事前通報・同意手続）

危険化学物質の輸出および輸入に関するPIC リスト（規則 EU 649/2012）の対象物質は含まれていない

POP規則（残留性有機汚染物質）

持続性有機汚染物質に関するPOP リスト（規則 EU 2019/1021）の対象物質は含まれていない

オゾン規則（2024/590）

Enthält keine Stoffe, die auf der Ozon-Abbau-Liste (Verordnung EU 2024/590 über Stoffe, die zum Abbau der Ozonschicht führen) gelistet sind

Verordnung (EG) des Rates über die Kontrolle von Gütern mit doppeltem Verwendungszweck

Enthält keine Stoffe, die in der VERORDNUNG DES RATES (EG) zur Kontrolle von Gütern mit doppeltem Verwendungszweck aufgeführt sind.

爆発物前駆体規則（2019/1148）

爆発物前駆体の販売および使用に関する2019年6月20日の欧州議会と欧州理事会の規則（EU）2019/1148の対象物質は含まれていない

薬物前駆体規則（273/2004）

規則 EC 273/2004 に基づく麻薬および向精神薬の不正製造に使用される特定の物質の製造および市場投入に関する規制の対象物質は含まれていない

15.2. 化学物質安全性評価

追加情報なし

第16項：その他の情報

省略表記：	
ADN	危険物の内陸水路による国際輸送に関する欧州協定
ADR	欧州危険物国際道路輸送協定
ATE	急性毒性推定値
BCF	生物濃縮係数
BLV	生物学的限界値
BOD	生化学的酸素要求量 (BOD)
COD	化学的酸素要求量 (COD)
DMEL	導出最小毒性レベル
DNEL	推定無影響レベル
EC 番号	European Community number
EC50	半有効濃度

FIS HB 150 C component A (mortar)

安全データシート

規則 (EU) 2020/878によって改正されたREACH規則 (EC) 1907/2006に準拠

省略表記：	
EN	European Standard
IARC	国際がん研究機関
IATA	国際航空運送協会
IMDG	国際海上危険物
LC50	半数致死濃度
LD50	半数致死量
LOAEL	最小毒性量
NOAEC	最大無有害性影響濃度
NOAEL	無毒性量
NOEC	無影響濃度
OECD	経済協力開発機構
OEL	Occupational Exposure Limit
PBT	残留性、生物濃縮性、毒性物質
PNEC	予測無影響濃度
RID	欧州危険物国際鉄道輸送規則
SDS	安全データシート
STP	処理場
ThOD	理論的酸素要求量 (BThO)
TLM	中央値許容限度
揮発性有機化合物 (VOC)	Volatile Organic Compounds
CAS 番号	Chemical Abstract Service number
N. O. S.	Not Otherwise Specified
vPvB	高残留性、高生物濃縮性物質
ED	Endokriner Disruptor

危険有害性情報、EUHフレーズの全文：	
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 2	眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 区分2
水生環境有害性 長期（慢性） 4	水生環境有害性 長期（慢性） 区分4
皮膚感作性 1	皮膚感作性 区分1
皮膚感作性 1B	皮膚感作性 区分1B
H317	アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ。
H319	強い眼刺激。
H413	長期継続的影響によって水生生物に有害のおそれ。

規制 (EC) 1272/2008 [CLP]に準ずる、混合物の分類をするのに用いる分類法及び手順：		
皮膚感作性 1	H317	計算方式
水生環境有害性 長期（慢性） 4	H413	計算方式

FIS HB 150 C component A (mortar)

安全データシート

規則 (EU) 2020/878によって改正されたREACH規則 (EC) 1907/2006に準拠

本書は、あくまで本製品の健康、安全性、環境への配慮等に関わる情報のみを、現在の知見に基づき記載するものであり、製品に関する何らかの特性を保証するものではない。

第1項: 物質/混合物及び会社情報

1.1. 製品特定名

製品情報	: 混合物
製品名	: FIS HB 150 C component B (hardener)
UFI	: RE50-2083-C00S-HV4E
本製品のコード	: M47

1.2. 物質または混合物について、特定された関連用途、および推奨できない用途

特定した重要な用途

一般向け	
メイン用途カテゴリ	: 工業用途、専門の使用、一般消費者用
物質/混合物の用途	: 複合モルタル

推奨されない用途

使用上の制限	: 技術データシートを観察すること
--------	-------------------

1.3. 安全データシートを提供する供給業者の詳細

製造業者

fischerwerke GmbH & Co. KG
Otto-Hahn-Straße 15
79211 Denzlingen
ドイツ
T +49 (0) 7666 902-0, F +49 (0) 7443 12-4222
info-sdb@fischer.de, www.fischer.de

流通業者

fischer Japan K.K.
Kudan Minami, Pronte Kudan Building 3rd Floor 3-4-15
Tokyo
日本
T +81 33 26 34 49 1, F +81 36 27 29 93 5
info@fischerjapan.co.jp, www.fischerjapan.co.jp

1.4. 緊急連絡電話番号

緊急連絡電話番号	: +49 (0) 7666 902-2901 (zu normalen Bürozeiten besetzt)
----------	--

第2項: 危険有害性の要約

2.1. 物質/混合物の分類

規則 (EC) No. 1272/2008 [CLP] に準ずる分類。

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 2	H319
皮膚感作性 1	H317
水生環境有害性 短期 (急性) 1	H400
水生環境有害性 長期 (慢性) 1	H410

危険有害性クラス、危険有害性情報およびEUHフレーズの全文: 項目16を参照

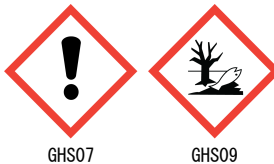
物理化学的危険性、健康および環境に対する有害性

追加情報なし

2.2. ラベル要素

規則 (EC) No. 1272/2008 [CLP] に準ずるラベル表示

絵表示 (CLP)



GHS07

GHS09

注意喚起語 (CLP)	: 警告
含有	: ジベンゾイル過酸化物
危険有害性 (CLP)	: H317 - アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ。 H319 - 強い眼刺激。 H410 - 長期継続の影響によって水生生物に非常に強い毒性。

FIS HB 150 C component B (hardener)

安全データシート

規則 (EU) 2020/878によって改正されたREACH規則 (EC) 1907/2006に準拠

注意書き (CLP) : P101 - 医学的な助言が必要なときには、製品容器やラベルを持っていくこと。
P102 - 子供の手の届かないところに置くこと。
P280 - 保護眼鏡、保護手袋を着用すること。

2.3. その他の危険

PBT/vPvB 物質を含まない ≥ 0.1% REACH附属書XIIIに準拠して評価

この混合物には、内分泌かく乱特性を有するために REACH 第 59 条第 1 項に従って定められたリストに含まれる物質が含まれていない、または、欧州委員会委任規則 (EU) 2017/2100 または欧州委員会規則 (EU) 2018/605 に定められた基準に従って、0.1 % 以上の濃度で内分泌かく乱作用があると特定されていない。

第3項：組成及び成分情報

3.2. 混合物

名 前	製 品 特 定 名	%	規 則 (EC) No. 1272/2008 [CLP]] に 準 ず る 分 類。
砂 (石英) 欧州共同体の作業場ばく露限界値のある物質	CAS 番号: 14808-60-7 EC 番号: 238-878-4	≥ 30 - < 40	区分に該当しない
ジベンゾイル過酸化物	CAS 番号: 94-36-0 EC 番号: 202-327-6 EC インデックス番号: 617-008-00-0 REACH番号: 01-2119511472-50	≥ 10 - < 15	有機過酸化物 B, H241 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 2, H319 皮膚感作性 1, H317 水生環境有害性 短期 (急性) 1, H400 (M=10) 水生環境有害性 長期 (慢性) 1, H410 (M=10)

危険有害性情報およびEUHフレーズの全文：項目16を参照

第4項：応急措置

4.1. 応急処置対策

吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
皮膚に付着した場合 : 皮膚は多量の水で洗浄する。汚染された衣類を脱ぐこと。皮膚刺激または発しん (疹) が生じた場合 : 医師の診断/手当てを受けること。
眼に入った場合 : 水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。直ちに医師の診察を受ける。
飲み込んだ場合 : 気分が悪いときは医師に連絡すること。

4.2. 最も重要な症状/作用 (急性および遅延)

症状/損傷 皮膚に付着した場合 : 刺激性。アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ。
症状/損傷 眼に入った場合 : 眼に重度の損傷を与える。

4.3. 医師による救急処置または特殊な処置に関する注意事項

対症的に治療すること。

第5項：火災時の措置

5.1. 消火剤

適切な消火剤 : 水噴霧。乾燥粉末消火剤。泡消火剤。
使ってはならない消火剤 : 強力な水噴流。

5.2. 物質または混合物に起因する、固有の有害性

火災時の危険有害性分解生成物 : 有毒な煙を放出する可能性がある。

FIS HB 150 C component B (hardener)

安全データシート

規則 (EU) 2020/878によって改正されたREACH規則 (EC) 1907/2006に準拠

5.3. 消火活動を行う上での注意事項

- 消火時の保護具 : 適切な保護具を着用して作業する。自給式呼吸器。完全防護服。
- その他の情報 : 消火に使用した水を排水溝、地面、または水路に流出させない。排水溝への直接廃棄を避ける。

第6項：漏出時の措置

6.1. 注意事項、保護具と緊急時処置

非緊急対応者

- 応急処置 : 漏出エリアを換気する。皮膚、眼との接触を避ける。粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレアの吸入を避けること。

緊急対応者

- 保護具 : 適切な保護具を着用して作業する。詳細については、第8項の「ばく露防止及び保護措置」を参照。

6.2. 環境に対する注意事項

環境への放出を避けること。

6.3. 流出防止および清掃に使用する方法および資材

- 浄化方法 : 製品は機械的に回収する。
- その他の情報 : 物質または固形残留物は公認施設で廃棄する。

6.4. 他の項を参照

詳細については、第13項を参照。

第7項：取扱い及び保管上の注意

7.1. 安全取扱注意事項

- 処理時の追加危険有害性 : 通常の使用条件下では、重大な危険有害性はないと思われる。本製品で、粉じんまたは微粒子が発生した場合は、吸入ばく露を最小限に抑え、職業限界ばく露値を超えないよう注意する。
- 安全取扱注意事項 : 作業所の十分な換気を確保する。皮膚、眼との接触を避ける。個人用保護具を着用する。蒸気の吸入を避けること。
- 衛生対策 : 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。汚染された作業衣は作業場から出さないこと。この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。製品取扱い後には必ず手を洗う。

7.2. 禁忌を含む安全な保管条件

- 安全な保管条件 : 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。

7.3. 個別の最終的な用途

追加情報なし

第8項：ばく露防止及び保護措置

8.1. 管理パラメーター

追加情報なし

8.2. ばく露防止 - 危機管理対策

設備対策

- 設備対策 : 作業所の十分な換気を確保する。

FIS HB 150 C component B (hardener)

安全データシート

規則 (EU) 2020/878によって改正されたREACH規則 (EC) 1907/2006に準拠

個人用保護具

個人用保護具シンボル:



眼および顔面の保護

眼の保護具:

安全メガネ

皮膚の保護

皮膚及び身体の保護具:

適切な保護衣を着用する。

手の保護具:

保護用手袋。破過時間: メーカーの推奨時間を参照。製造業者が指定する浸透性と浸透時間を遵守する。

手の保護具					
タイプ	素材	透過	厚さ (mm)	浸透	規格
使い捨て式手袋	ニトリルゴム (NBR)、ブチルゴム	2 (> 30分)			

呼吸用保護具

呼吸用保護具:

換気が不十分である場合、適切な呼吸器を着用する。

環境へのばく露の制限と監視

環境へのばく露の制限と監視:

環境への放出を避けること。

第9項: 物理的及び化学的性質

9.1. 物理的および化学的な基礎物性に関するデータ

物理状態	: 固体
色	: 赤色。
外観	: ペースト。
臭い	: 微臭。
臭気閾値	: 利用できない
融点	: 利用できない
凝固点	: 利用できない
沸点	: 利用できない
可燃性	: 利用できない
爆発下限界	: 非該当
爆発上限界	: 非該当
引火点	: > 100 ° C
自然発火点	: 非該当
分解温度	: 利用できない
pH	: 利用できない
pH溶剤	: 利用できない
動粘性率	: 88235.294 - 125000 mm ² /s
粘性率	: 150 - 200 Pa·s
溶解度	: 利用できない
n-オクタノール/水分分配係数 (Log Kow)	: 利用できない
蒸気圧	: 利用できない
50° Cでの蒸気圧	: 利用できない
密度	: 1.6 - 1.7 g/cm ³

FIS HB 150 C component B (hardener)

安全データシート

規則 (EU) 2020/878によって改正されたREACH規則 (EC) 1907/2006に準拠

相対密度	: 利用できない
相対蒸気密度 (20° C)	: 非該当
粒子サイズ	: 利用できない

9.2. その他の情報

追加情報なし

第10項: 安定性及び反応性

10.1. 反応性

通常の使用、保管、運送の状況下では、当製品は反応しません。

10.2. 化学的安定性

通常の条件下では安定。

10.3. 危険有害反応可能性

通常の使用条件下において、危険な反応は全く知られていない。

10.4. 避けるべき条件

推奨の保存条件及び取扱条件の下では何もありません（第7項参照）。

10.5. 混触危険物質

追加情報なし

10.6. 危険有害な分解生成物

通常の使用条件及び保管条件下において、有害な分解生成物は生成されない。

第11項: 有害性情報

11.1. 規則 (EC) No 1272/2008 の危険有害性クラスの情報

急性毒性（経口）	: 区分に該当しない
急性毒性（経皮）	: 区分に該当しない
急性毒性（吸入）	: 区分に該当しない

ジベンゾイル過酸化物（94-36-0）	
LD50 経口 ラット	> 5000 mg/kg (OECD 401 法)
LC50 吸入 - ラット	> 24.3 mg/l (OECD 403 法)
皮膚腐食性／刺激性	: 区分に該当しない
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	: 強い眼刺激。
呼吸器感作性又は皮膚感作性	: アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ。
生殖細胞変異原性	: 区分に該当しない
発がん性	: 区分に該当しない
砂（石英）（14808-60-7）	
IARC グループ	1 - ヒトに対して発がん性がある
生殖毒性	: 区分に該当しない
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	: 区分に該当しない
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	: 区分に該当しない
誤えん有害性	: 区分に該当しない
FIS HB 150 C component B (hardener)	
動粘性率	88235.294 - 125000 mm ² /s

11.2. その他の危険有害性の情報

追加情報なし

FIS HB 150 C component B (hardener)

安全データシート

規則 (EU) 2020/878によって改正されたREACH規則 (EC) 1907/2006に準拠

第12項: 環境影響情報

12.1. 毒性

水生環境有害性 短期 (急性) : 水生生物に非常に強い毒性。
水生環境有害性 長期 (慢性) : 長期継続の影響によって水生生物に非常に強い毒性。

ジベンゾイル過酸化物 (94-36-0)	
LC50 - 魚 [1]	0.0602 mg/l Oncorhynchus mykiss (ニジマス)
EC50 - 甲殻類 [1]	0.11 mg/l オオミジンコ (ミジンコ)
EC50 72h - 藻類 [1]	0.06 mg/l

12.2. 残留性・分解性

FIS HB 150 C component B (hardener)	
残留性・分解性	急速分解性でない
ジベンゾイル過酸化物 (94-36-0)	
残留性・分解性	急速分解性でない
砂 (石英) (14808-60-7)	
残留性・分解性	急速分解性でない

12.3. 生体蓄積性

追加情報なし

12.4. 土壌中の移動性

追加情報なし

12.5. PBT (難分解性、生体蓄積性、毒性) およびvPvB (極難分解性、極生体蓄積性) の評価結果

追加情報なし

12.6. 内分泌かく乱性

追加情報なし

12.7. その他の有害な影響

追加情報なし

第13項: 廃棄上の注意

13.1. 廃棄方法

廃棄方法 : 許可を得た収集業者の分別回収に準拠して内容物/容器を廃棄する。
推奨製品/梱包処分 : リサイクルのために空の容器/パッケージのみを渡してください。
追加情報 : Wird nicht als gefährlicher Abfall eingestuft, wenn Teil A und Teil B gemischt und vollständig ausgehärtet sind.

第14項: 輸送上の注意

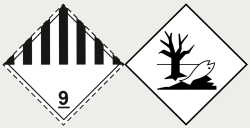
ADR / IMDG / IATAに準ずる

ADR	IMDG	IATA
特別規定 : 375	特別規定 : 969	特別規定 : A197
14.1. 国連番号またはID番号		
UN 3077	UN 3077	UN 3077

FIS HB 150 C component B (hardener)

安全データシート

規則 (EU) 2020/878によって改正されたREACH規則 (EC) 1907/2006に準拠

ADR	IMDG	IATA
14.2. 国連正式品名		
環境有害物質（固体）（他に品名が明示されているものを除く。）（ジベンゾイル過酸化物）	ENVIRONMENTALLY HAZARDOUS SUBSTANCE, SOLID, N. O. S. (dibenzoyl peroxide)	Environmentally hazardous substance, solid, n. o. s. (dibenzoyl peroxide)
輸送資料詳細		
UN 3077 環境有害物質（固体）（他に品名が明示されているものを除く。）（ジベンゾイル過酸化物），9, III, (-)	UN 3077 ENVIRONMENTALLY HAZARDOUS SUBSTANCE, SOLID, N. O. S. (dibenzoyl peroxide), 9, III, MARINE POLLUTANT	UN 3077 Environmentally hazardous substance, solid, n. o. s. (dibenzoyl peroxide), 9, III
14.3. 輸送危険物分類		
9 	9 	9 
14.4. 容器等級		
III	III	III
14.5. 環境有害性		
環境有害性：はい	環境有害性：はい 海洋汚染物質：はい 緊急時計画番号 (火災)：F-A 緊急時計画番号 (流出)：S-F	環境有害性：はい

補足情報なし

14.6. 使用者向け特別な安全対策

道路輸送

分類コード (ADR)	: M7
特別規定 (ADR)	: 274、335、375、601
少量危険物 (ADR)	: 5kg
微量危険物 (ADR)	: E1
包装要件 (ADR)	: P002、IBC08、LP02、R001
特別包装規定 (ADR)	: PP12、B3
混合物包装規定 (ADR)	: MP10
輸送カテゴリー	: 3
輸送特別規定-小包 (ADR)	: V13
オレンジブラカード	: 

トンネル制限コード (ADR) : -

海上輸送

特別規定 (IMDG)	: 274、335、966、967、969
少量危険物 (IMDG)	: 5 kg
包装要件 (IMDG)	: LP02、P002
特別包装規定 (IMDG)	: PP12

航空輸送

PCA包装要件 (IATA)	: 956
特別管制区 (PCA) 最大積載量 (IATA)	: 400kg
CAO包装要件 (IATA)	: 956
貨物機専用 (CAO) 最大積載量 (IATA)	: 400kg
特別規定 (IATA)	: A97、A158、A179、A197、A215
ERGコード (IATA)	: 9L

FIS HB 150 C component B (hardener)

安全データシート

規則 (EU) 2020/878によって改正されたREACH規則 (EC) 1907/2006に準拠

14.7. IMO規定に基づくバルク輸送

非該当

第15項: 適用法令

15.1. 安全、健康、環境の保護に係わる規則、物質または混合物を対象とする個別法令規則

EU規則

REACH附属書XVII (制限リスト)

附属書XVIIに制限が規定されている物質は含まれていない

REACH附属書XIV (認可リスト)

REACH附属書XIVのリストに記載されている物質は含まれていない

REACH候補物質リスト (SVHC)

REACH高懸念物質候補リストの対象物質を含まない

PIC規則 (事前通報・同意手続)

危険化学物質の輸出および輸入に関するPIC リスト (規則 EU 649/2012) の対象物質は含まれていない

POP規則 (残留性有機汚染物質)

持続性有機汚染物質に関するPOP リスト (規則 EU 2019/1021) の対象物質は含まれていない

オゾン規則 (2024/590)

Enthält keine Stoffe, die auf der Ozon-Abbau-Liste (Verordnung EU 2024/590 über Stoffe, die zum Abbau der Ozonschicht führen) gelistet sind

Verordnung (EG) des Rates über die Kontrolle von Gütern mit doppeltem Verwendungszweck

Enthält keine Stoffe, die in der VERORDNUNG DES RATES (EG) zur Kontrolle von Gütern mit doppeltem Verwendungszweck aufgeführt sind.

爆発物前駆体規則 (2019/1148)

爆発物前駆体の販売および使用に関する2019年6月20日の欧州議会と欧州理事会の規則 (EU) 2019/1148の対象物質は含まれていない

薬物前駆体規則 (273/2004)

規則 EC 273/2004 に基づく麻薬および向精神薬の不正製造に使用される特定の物質の製造および市場投入に関する規制の対象物質は含まれていない

15.2. 化学物質安全性評価

追加情報なし

第16項: その他の情報

省 略 表 記 :	
ADN	危険物の内陸水路による国際輸送に関する欧州協定
ADR	欧州危険物国際道路輸送協定
ATE	急性毒性推定値
BCF	生物濃縮係数
BLV	生物学的限界値
BOD	生化学的酸素要求量 (BOD)
COD	化学的酸素要求量 (COD)
DMEL	導出最小毒性レベル

FIS HB 150 C component B (hardener)

安全データシート

規則 (EU) 2020/878によって改正されたREACH規則 (EC) 1907/2006に準拠

省略表記：	
DNEL	推定無影響レベル
EC 番号	European Community number
EC50	半有効濃度
EN	European Standard
IARC	国際がん研究機関
IATA	国際航空運送協会
IMDG	国際海上危険物
LC50	半数致死濃度
LD50	半数致死量
LOAEL	最小毒性量
NOAEC	最大無有害性影響濃度
NOAEL	無毒性量
NOEC	無影響濃度
OECD	経済協力開発機構
OEL	Occupational Exposure Limit
PBT	残留性、生物濃縮性、毒性物質
PNEC	予測無影響濃度
RID	欧州危険物国際鉄道輸送規則
SDS	安全データシート
STP	処理場
ThOD	理論的酸素要求量 (BThO)
TLM	中央値許容限度
揮発性有機化合物 (VOC)	Volatile Organic Compounds
CAS 番号	Chemical Abstract Service number
N. O. S.	Not Otherwise Specified
vPvB	高残留性、高生物濃縮性物質
ED	Endokriner Disruptor

危険有害性情報、EUHフレーズの全文：	
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 2	眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 区分2
水生環境有害性 短期（急性） 1	水生環境有害性 短期（急性） 区分1
水生環境有害性 長期（慢性） 1	水生環境有害性 長期（慢性） 区分1
皮膚感作性 1	皮膚感作性 区分1
有機過酸化物 B	有機過酸化物 タイプB
H241	熱すると火災又は爆発のおそれ。
H317	アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ。
H319	強い眼刺激。
H400	水生生物に非常に強い毒性。

FIS HB 150 C component B (hardener)

安全データシート

規則 (EU) 2020/878によって改正されたREACH規則 (EC) 1907/2006に準拠

危険有害性情報、EUHフレーズの全文：	
H410	長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性。

規制（EC）1272/2008 [CLP]に準ずる、混合物の分類をするのに用いる分類法及び手順：		
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 2	H319	計算方式
皮膚感作性 1	H317	計算方式
水生環境有害性 短期（急性） 1	H400	計算方式
水生環境有害性 長期（慢性） 1	H410	計算方式

本書は、あくまで本製品の健康、安全性、環境への配慮等に関わる情報のみを、現在の知見に基づき記載するものであり、製品に関する何らかの特性を保証するものではない。